

# オーストリアにおける情報利用者のニーズと財務報告

Information Users' Needs and Financial Reporting in Austria

松 田 修  
Osamu MATSUDA

## 目 次

1. はしがき
2. 財務報告制度の枠組み
3. 情報利用者と情報ニーズ
4. アニュアル・レポートによる情報開示
5. 財務報告の特質
6. むすび

## 1. はしがき

オーストリアは8州および首都からなる共和国であり、人口は820万人、面積は約8.4万平方キロ、言語はドイツ語で、政治的・経済的にドイツの影響を強く受けている。オーストリアはEUの中では、比較的新しい加盟国であり、1995年にEUに加盟している。

会計の分野においても、オーストリアは1978年に採択されたEC指令第7号をEU加盟以前の1990年に国内法化しており、EU加盟国における会計実務の差異をなくす方向で積極的に調和化の作業を進めている。

本稿では、オーストリアにおける財務報告制度の枠組みを調査し、財務報告に対する情報利用者のニーズを考察する。また、オーストリアの企業が開示しているアニュアル・レポートの内容を分析し、現在のオーストリアにおける財務報告の特質を考察する。

## 2. 財務報告制度の枠組み

オーストリアの財務報告制度を考察する上で、ドイツとの関係は切り離すことができない。歴史的および経済的関係から、ドイツの商法典などの重要な法律の多くがオーストリアの法律とされた。特に、株式会社に関する法律はドイツ法に基づいて作成されている（久野、

1997, p.43)。

オーストリアにおける会社の形態は大きく、有限責任会社 (Gesellschaft mit beschränkter Haftung, GmbH) および株式会社 (Aktiengesellschaft, AG) に分けられる。有限責任会社はオーストリアで最も多く利用されている会社形態であり、有限責任会社法 (Gesetz über Gesellschaften mit beschränkter Haftung, GmbHG) によって規制されている。これに対し、株式会社はオーストリアでは少数の会社形態であり、株式会社法 (Aktiengesetz, AktG) によって規制されている。現在の規定では、最低資本金が100万ATS (オーストリア・シリング) である (Graf, Maxl & Pitkowitz, 1996, pp.47-58)。

オーストリアの株式会社に関する法律に対する影響は、ドイツだけでなく、フランスの影響も受けている。1852年に社団および株式会社に関する規則を定めた社団特許状が制定され、これは1807年のフランス商法典 (Code de Commerce) の影響を受けている。この法律では、会社設立にあたって、政府の認可を必要とするなどの規定が含まれている (久野, 1997, p.45)。

次に、オーストリアの会計において、最初に影響を受けた法律はドイツの一般商法典 (Allemeines Handelsgesetzbuch, AHGB) であり、1863年に導入された。その後、1937年にオーストリアがドイツに併合され、1938年、ドイツ商法典 (Deutsches Handelsgesetzbuch, dHGB) のオーストリア版である商法典 (Handelsgesetzbuch, HGB) が制定された。以後、1945年の独立後もオーストリアの財務報告制度はドイツの影響を受け続けている。1965年になって、オーストリア株式法 (Osterreichisches Aktiengesetz 1965, OaktG) が制定されたが、その内容は1937年のドイツ株式法 (Deutsches Aktiengesetz, dAktG) と実質上同様であった (Alexander and Archer, 1995, p.1021)。

オーストリアは1967年のEC設立後、ECと密接な関係を保ち、ECに加盟こそしていないが、商法典の改正において、EC指令の国内法化を行っている。1990年には、公開会社および非公開会社の財務諸表に関する規定を定めたEC第4号指令および連結財務諸表の規定を定めたEC指令第7号の批准を行っている。具体的には、商法典の一部をEC指令に適合すべく変更・修正した会計法 (Rechnungslegungsgesetz, RLG) が可決された。その後、1995年、オーストリアはEUに正式加盟した。また、1996年に商法典が改正され、現在のオーストリアにおける財務報告制度の規制を行っている。

### 3. 情報利用者と情報ニーズ

国際会計基準委員会は1989年7月に「財務諸表の作成表示に関するフレームワーク」を公表しており、その中で、財務諸表の利用者には、現在および潜在的な投資家、従業員、貸付者、仕入先およびその他の取引業者、得意先、政府および監督官庁、公衆などがあり、それらの利用者は異なった情報ニーズを満たすために財務諸表を利用しているとしている。利用

者の情報ニーズは以下に示したとおりである（IAS, 1989, para. 9）。

- （1）投資家－購入・売却の決定に役立つ情報、配当支払能力を評価できる情報
- （2）従業員－安定性・収益性の情報、給料・退職金・雇用を評価できる情報
- （3）貸付者－期日に貸付金と利子が支払われるかどうかの情報
- （4）仕入先およびその他の取引業者－債権が期日に支払われるかどうかの情報
- （5）得意先－企業の継続性に関する情報
- （6）政府および監督官庁－企業活動を規制し、課税政策を決定するための情報
- （7）公衆－企業の趨勢・発展および企業活動の範囲に関する情報

オーストリアでは、企業の株式の多くが政府や銀行によって所有されている。たとえば、ウィーン証券取引所に上場している Austria Airlines, Creditanstalt, Viena International Airport, Verbundなどはオーストリア政府が主要な株主となっている。また、IGB, Lenzing, Semperit など多くの企業は銀行が主要な株主となっている。さらに、オーストリアにおける企業の多くが小規模で、同族所有されている。これらの企業の経営者は、税務当局が要求する最小限の財務情報以外の情報を提供することに消極的である。したがって、これらの企業がアニュアル・レポートで開示している情報は財務諸表を中心とした財務情報に限定される傾向にあった。

しかしながら、EUの統合により、投資家がEU域内を一国内とみなして活動できるようになり、財務情報の利用者として、国内外の投資家が重要な位置を占めるようになってきた。その結果、様々な情報利用者のニーズに対応し、現在では、オーストリア企業の多くが財務諸表以外の財務情報や非財務情報をアニュアル・レポートの中で開示するようになってきた。特に、アニュアル・レポートでは、雇用情報・付加価値情報・環境情報などの社会関連情報を開示する企業が多くなっている。

#### 4. アニュアル・レポートによる情報開示

本章では、オーストリア企業の英文アニュアル・レポートの開示内容を比較分析していく。以下はアニュアル・レポートの中で開示されている主要な内容を示したものである。

- （1）グループのメンバー（Member of the Group）
- （2）グループの主要な業績（Group Key Data）
- （3）アジェンダ（Agenda）
- （4）会長報告書（Chairman's Statement）
- （5）監査役会および取締役会（Supervisory Board and Executive Board）
- （6）株式データ（Share）
- （7）見通し（Outlook）
- （8）経営者報告書（Management Report）

- (9) 状況報告書 (Situation Report)
- (10) 個別財務諸表 (Financial Statements)
- (11) 個別財務諸表の補足情報 (Supplementary Information)
- (12) 連結財務諸表 (Consolidated Financial Statements)
- (13) 連結財務諸表の補足情報 (Supplementary Information)
- (14) 監査報告書 (Auditor's Certificate)
- (15) 利益の分配に関する提案 (Profit Distribution Proposal)
- (16) 監査役会報告書 (Report of the Supervisory Board)
- (17) 主要な数値 (Key Figures)
- (18) 子会社および関連会社のリスト (List of the Companies)

(1) のグループのメンバーは主要なグループ企業の業務内容や持分等に関して取締役が表明しているものである。また、(2) のグループの主要な業績はグループ全体の財務数値、従業員数、財務比率等のデータを数年間にわたって示しているものである。(3) のアジェンダは株主総会の議事日程を示したもので、代表的内容は以下に示したものである。

- (a) 財務諸表・経営者報告書・監査役会報告書の提示
- (b) 利益の分配に関する決議
- (c) 取締役会および監査役会の活動に関する承認の決議
- (d) 監査役会の報酬の決議
- (e) 監査役会の選挙
- (f) 監査人の選挙

(4) の会長報告書はアメリカのアニュアル・リポートでみられる株主への挨拶 (Letter to stockholders) と同様であり、当期の業績・事業環境・組織変更・企業買収・海外進出・将来の経営戦略などを株主に対して会長が表明するものであり、最後に署名を行っている。(5) の監査役会および取締役会では、取締役会および監査役会のメンバーの氏名・役職・任期などを示したものである。特に、監査役会はオーストリアの企業で最も権限を有しており、その選挙・報酬などについて株主総会の決議を必要としている。(6) の株式データでは、ウィーン証券取引所における企業の1年間の株式データを示しており、企業によっては1株あたり利益・1株あたりキャッシュフロー・1株あたり配当金・株価収益率などの比率についても開示している。(7) の見通しでは、経済的背景や過去の業績などを基に、企業の発展の見通しを表明しており、企業によっては具体的な売上数値を予測している。

(8) の経営者報告書および(9) の状況報告書は商法典236条および243条で規定されている報告書であり、アニュアル・リポートの中で大きなウェイトを占めている。実際には、経営者報告書を中心として開示している企業や状況報告書を中心として開示している企業があり、経営者報告書を中心として開示している企業の場合、以下のような内容が示されている。

- (a) 一般的な経済状態 (b) 売上高・生産・調達 (c) 投資・金融・業績
- (d) 環境問題 (e) 研究開発 (f) 人的・社会的報告書 (g) 見通し

また、状況報告書を中心として開示している企業の場合、以下のような内容が示されている。

- (a) グループの組織構造 (b) グループの事業の発展 (c) グループの見通し
- (d) 最も重要な子会社の発展

(10) の個別財務諸表および(12) の連結財務諸表では、オーストリアの商法典が規定しているのは貸借対照表・損益計算書・財務諸表の注記事項についてのみであるが、アニュアル・レポートでは、多くの財務諸表を開示している。オーストリア企業13社のうち、2社が連結財務諸表のみを開示しており、その他の11社は個別財務諸表と連結財務諸表の両方を開示している。

個別財務諸表を開示している11社では、すべての企業が貸借対照表と損益計算書を開示しており、それ以外に、5社が固定資産変動表、4社が剰余金計算書、1社がキャッシュフロー計算書・資産明細表・資産負債明細表を開示している。財務諸表の注記事項は9社が開示しているが、残りの2社は連結財務諸表の注記事項の中で示されている。

また、連結財務諸表を開示している13社では、すべての企業が連結貸借対照表・連結損益計算書・連結財務諸表の注記事項を開示しており、それ以外に、7社が連結固定資産変動表、3社が連結剰余金計算書・連結キャッシュフロー計算書、1社が連結資金の源泉と使途に関する計算書・連結投資明細表・連結資産明細表を開示している。

(11) の個別財務諸表の補足情報および(13) の連結財務諸表の補足情報では、基本財務諸表としては開示されないが、重要な補足情報として以下の内容が開示されている。

- (a) 固定資産変動表 (b) 資産明細表 (c) 資本変動表 (d) 連結固定資産変動表
- (e) 連結資産明細表 (f) 連結資本変動表 (g) 連結キャッシュフロー計算書
- (h) アメリカGAAPとの利益・資本の調整表

(14) の監査報告書では、独立監査人によって(1) 財務諸表が商法典などの法定基準に従って作成されているか、(2) それらの基準が継続して採用されているか、(3) 財務諸表の情報開示が合理的かつ適正であるかについての記述が述べられている。しかし、13社の企業のうち、監査報告書を開示しているのは10社のみであり、残りの3社は監査報告書を開示していない。これに対し、(16) の監査役会報告書はすべての企業が開示している。監査役会報告書では、監査役会が経営者報告書および独立監査人によって監査された財務諸表の承認を行っている。

## 5. 財務報告の特質

オーストリアの商法典で規定されている個別財務諸表(Jahresabschluss)等は(1) 貸借対照表(Bilanz) (2) 損益計算書(Gewinn-und Verlustrechnung) (3) 財務諸表の注

記事項 (Anhang) (4) 経営者報告書 (Lagebericht) (5) 状況報告書 (Lagebericht) である (HGB, 1996, sec.189-243)。

(1) の貸借対照表について、商法典の223条および224条で詳細に規定している。223条では、貸借対照表の比較可能性を確保するため、前年の数値を示し、1,000 ATS未満の端数を切り捨てて表示するように規定している。また、貸借対照表または注記事項において、資産・負債項目の詳細な内訳を示すように規定している。さらに、貸借対照表項目のサマリーはアラビア数字で示すように規定している (Alexander and Archer, 1995, pp.1033-1034)。224条では、オーストリアにおける貸借対照表の様式を以下の通り例示している (HGB, 1996, sec.224)。

資産 (Aktivseite)

A 固定資産 (Anlagevermögen)

I 無形固定資産 (Immaterielle Vermögensgegenstände)

II 有形固定資産 (Sachanlagen)

III 金融資産 (Finanzanlagen)

B 流動資産 (Umlaufvermögen)

I 棚卸資産 (Vorräte)

II 売掛金およびその他の資産 (Forderungen und sonstige Vermögensgegenstände)

III 有価証券 (Werpaire und Anteile)

IV 現金預金 (Kassenbestand, Schecks, Guthaben bei Kreditinstituten)

C 前払費用および繰延費用 (Rechnungsabgrenzungsposten)

負債 (Passivseite)

A 資本 (Eigenkapital)

I 資本金 (Nennkapital)

II 資本剰余金 (Kapitalrücklagen)

III 利益剰余金 (Gewinnrücklagen)

IV 当期末処分利益 (Bilanzgewinn)

B 非課税剰余金 (Unversteuete Rücklagen)

C 引当金 (Rückstellungen)

D 債務 (Verbindlichkeiten)

E 繰延収益 (Rechnungsabgrenzungsposten)

EC指令第4号では、貸借対照表の様式を水平的フォームと垂直的フォームに区分し、選択適用を認めているが (EC 4th Directive, articles 9-10)、オーストリアの商法典では、水平的フォームを選択している。また、EC指令第4号では、資産の部の最初に、引受済資本金未払額および創立費が示されているが、オーストリアの商法典では、固定資産から示されている。しかし、固定資産の内訳である無形固定資産・有形固定資産・金融資産およ

び流動資産の内訳である棚卸資産・売掛金・有価証券・現金預金などの内容と配列はEC指令第4号と同様である。次に、負債の部では、EC第4号指令が資本金および剰余金・負債性および費用性引当金・債務・未払費用および繰延収益・当期純利益の配列であるのに対し（EC 4th Directive, article 9）、オーストリアの商法典は資本・非課税剰余金・引当金・債務・繰延収益となっており、その内容と配列において若干の差異がみられる。

（2）の損益計算書について、商法典の231条で詳細に規定している。以下は、オーストリアの損益計算書の様式を示したものである（HGB, 1996, sec.231, para.2）。

- （1）売上高（Umsatzerlöse）
- （2）製品および仕掛品の変動（Veränderung des Bestandes an fertigen und unfertigen Erzeugnissen）
- （3）その他の資本化資産（andere aktivierte Eigenleistungen）
- （4）その他の営業収益（sonstige betriebliche Erträge）
- （5）製造原価および売上原価（Aufwendungen für Material und sonstige bezogene Herstellungsleistungen）
- （6）人件費（Personalaufwand）
- （7）減価償却費（Abreibungen）
- （8）その他の営業費用（sonstige betriebliche Aufwendungen）
- （9）1－8の小計（Zwischensumme aus Z 1 bis 8）
- （10）投資利益（Erträge aus Beteiligungen）
- （11）受取利息、投資有価証券利息（Erträge aus anderen Wertpapieren und Ausleihungen）
- （12）その他の金融収益（sonstige Zinsen und ähnliche Erträge）
- （13）金融資産・投資有価証券売却益（Erträge aus dem Abgang von und der Zuschreibung zu Finanzanlagen und Wertpapieren）
- （14）金融資産・投資有価証券評価損（Aufwendungen aus Finanzanlagen und aus Wertpapieren）
- （15）支払利息およびその他の金融費用（Zinsen und ähnliche Aufwendungen）
- （16）10－15の小計（Zwischensumme aus Z 10 bis 15）
- （17）通常の活動からの利益（Ergebnis der gewöhnlichen Geschäftstätigkeit）
- （18）特別利益（Außerordentliche Erträge）
- （19）特別損失（Außerordentliche Aufwendungen）
- （20）税引前当期純利益（Außerordentliches Ergebnis）
- （21）法人税（Steuern vom Einkommen und vom Ertrag）
- （22）当期純利益（Jahresüberschuß）
- （23）非課税剰余金の取崩（Auflösung unverteilter Rücklagen）

- (24) 資本剰余金の取崩 (Auflösung Kapitalrücklagen)
- (25) 利益剰余金の取崩 (Auflösung Gewinnrücklagen)
- (26) 非課税剰余金の繰入 (Zuweisung zu unverteilter Rücklagen)
- (27) 利益剰余金の繰入 (Zuweisung Gewinnrücklagen)
- (28) 剰余金期首残高 (Gewinnvortrag)
- (29) 貸借対照表利益 (Bilanzgewinn)

EC指令第4号では、貸借対照表の様式と同様に損益計算書の支出様式に関し、水平的フォーム(23条)と垂直的フォーム(24条)の選択適用を認め、また、収益様式に関し、水平的フォーム(25条)と垂直的フォーム(26条)の選択適用を認めている(EC 4th Directive, articles 23-26)。オーストリアでは、垂直的フォームの損益計算書を選択している。垂直的フォームは目的別分類というよりは性質的分类による様式である。

EC指令第4号の垂直的フォームでは、21項目の科目を区分表示するように要求しているが、オーストリアの商法典では、上述のように、さらに詳細に29項目の科目を区分表示するように要求している。(22)の当期純利益までは、若干の差異はみられるが、オーストリアの商法典はEC指令第4号に準拠して作成されている。しかし、オーストリアの商法典では、さらに、(23)以降で剰余金の変動についても要求しており、オーストリアの損益計算書は損益および剰余金結合計算書といえる。

また、オーストリアの商法典は損益計算書の代替の様式として、以下の損益計算書も認めている(HGB, 1996, sec.231, para. 3)。

- (1) 売上高 (Umsatzerlöse)
- (2) 売上原価 (Herstellungskosten)
- (3) 売上総利益 (Bruttoergebnis)
- (4) その他の営業収益 (sonstige betriebliche Erträge)
- (5) 販売費 (Vertriebskosten)
- (6) 一般管理費 (Verwaltungskosten)
- (7) その他の営業費用 (sonstige betriebliche Aufwendungen)
- (8) 1-7の小計 (Zwischensumme aus Z 1 bis 7)
- (9)-(28) 231条2項と同様 (Entspricht sec.231 Abs.2 Z 10-29)

次に、(3)の財務諸表の注記事項は商法典222条および236条から240条で規定している。財務諸表の注記事項は企業の財政状態や経営成績を真実かつ公正に伝達するため、貸借対照表や損益計算書を補足することを目的としている(Alexander and Archer, 1995, p.1039)。商法典236条では、貸借対照表作成上利用した方法、評価方法、評価方法の変更の開示など注記を規定しており、商法典 237条では、貸借対照表および損益計算書の補足情報を規定している。また、商法典 238条では、関連会社に関する情報、商法典 239条では、企業の代理人・従業員に関する情報、商法典240条では、株式会社に対する注記を規定している



(Alexander and Archer, 1995, pp.1037-1038)。

(4) の経営者報告書は商法典 236条で規定しているが、詳細な規定ではない。また、EC指令第4号においては、経営者報告書に関する規定が存在しない。経営者報告書は経営者の独立した報告手段であり、事業の状況や発展について財務諸表を補足することができる報告書である。経営者報告書においてのみ、経営者は企業の現状や企業活動の技術的・法的・社会的・経済的側面を報告することができるのである (Ordeltcheide and Pfaff, 1994, p.203)。

(5) の状況報告書は商法典243条で規定しており、財務諸表の注記事項などの補足情報とは明確に区別している。状況報告書は企業のプロジェクト、研究開発活動、将来の商業的地位などを真実かつ公正な概観にしたがって陳述する報告書である (Alexander and Archer, 1995, p.1040)。

次に、オーストリアの商法典で規定されている連結財務諸表 (Konzernabschluss) 等は以下の通りである (HGB, 1996, sec.244-267)。

- (1) 連結貸借対照表 (Konzernbilanz)
- (2) 連結損益計算書 (Konzern-Gewinn-und Verlustrechnung)
- (3) 連結財務諸表の注記事項 (Anhang)
- (4) 連結経営者報告書 (konzernlagebericht)
- (5) 連結状況報告書 (Konzernlagebericht)

オーストリアでは、EC指令第7号の国内法化により、商法典244条で、すべての企業に連結財務諸表の作成を義務づけている。例外として、商法典246条では、(1) 資産合計が375百万ATS (2) 売上高が750百万ATS (3) 年間平均従業員数が500人の3項目のうち、2項目において限度を超えない場合、連結財務諸表の作成を免除している (HGB, 1996, sec.246)。また、連結の対象となる子会社を以下のように規定しており、これはEC指令第7号の規定に従ったものである (HGB, 1996, sec.244)。

- (1) 親会社が議決権の過半数を所有している。
- (2) 親会社が企業の代理人を任命する権利を有している。
- (3) 契約および定款によって支配する権利を有している。
- (4) 議決権の行使を規制する合意を得ている。

このように、オーストリアにおける連結財務諸表は商法典244条から267条で規定しており、以下はその他の主要な項目を列挙したものである (Alexander and Archer, 1995, pp.1041-1045)。

- (1) 連結財務諸表 (sec.250, para. 1)
- (2) 真実かつ公正な概観 (sec.250, para. 2)
- (3) 連結一般原則 (明瞭性・継続性など) (sec.250, para. 3)
- (4) 親会社・子会社における財務諸表のサマリー (sec.253)
- (5) 比例連結 (sec.262)

- (6) 関連会社の持分法 (sec.263-264)
- (7) 連結財務諸表の注記事項 (sec.265)
- (8) 補足情報 (sec.266)
- (9) 連結状況報告書 (sec.267)

## 6. むすび

オーストリアの財務報告制度はドイツの影響を強く受けており、財務諸表の様式・会計処理などは、ドイツとの類似点が多く見られる。しかし、財務諸表の開示義務が確立されたのはドイツに比べてかなり遅かった。当初における財務諸表開示目的は、より多くの財務情報を伝達したり、債権者を保護することではなく、株主を保護することであった。1938年の一般商法典において、すべての公開会社に対し監査済財務諸表の開示を規定した。すべての公開会社は貸借対照表と損益計算書を会社登記所に提出し、それらの財務諸表を新聞に公告することを義務づけた(久野, 1997, pp.58-59)。

以上のように、オーストリアでは財務諸表等の会社登記所への提出義務および新聞への公告義務があり、実質上、すべての利害関係者に対し会社の財務情報を提供している。また、アニュアル・レポートにおいては、株主などの投資家のニーズを満たすような多くの財務情報や公衆が特に関心を示している雇用情報、環境情報、地域社会情報などの社会関連情報が提供されている。さらに、最近では、EUの統合化などにより、海外での事業活動や資金調達活動が積極的に行われるようになり、アメリカ預託証券(ADR)の開示要求や海外投資家の情報ニーズに対応し、アメリカGAAPとオーストリアGAAPとの差異情報およびセグメント情報などの様々な情報開示を行っている。

### 参考文献

- 関西学院大学会計学研究室編(1993)、『連結会計基準の国際比較』、中央経済社。  
中央監査法人訳(1995)、『会計基準国際比較ハンドブック』、中央経済社。  
久野光朗監訳(1997)、『欧州比較国際会計史論』、同文館。  
Alexander, D.and S.Archar ed. (1995), *European Accounting Guide*, 2nd ed., Hartcourt Brace.  
Alexander, D.and S.Archar ed. (1998), *European Accounting Guide*, 3rd ed., Hartcourt Brace.  
Alexander, D.and C.Nobes (1994), *A European Introduction to Financial Accounting*, Prentice Hall.  
Choi, F.D.S.ed. (1991), *Handbook of International Accounting*, John Wiley & Sons.  
Choi, F.D.S.and G.G.Mueller (1992), *International Accounting*, Prentice Hall.  
Egger, A. and H.Samer ed. (1996), *Der Jahresabschluss nach dem Handelsgesetzbuch*, Linde Verlag Wien.

Graf, Maxl & Pitkowitz Attorneys at Law ed. (1996), *Business Law in Austria*, Graf, Maxl & Pitkowitz Attorneys at Law.

Newham, A.D.H. (1984), *The Seventh Directive: Consolidated Accounts In the EEC*, Kluwer Publishing.

Ordelheide, D. and D.Pfaff (1994), *European Financial Reporting:Germany*, Routledge.

Vienna Stock Exchange (1997), *Yearbook 1996*, Vienna Stock Exchange.

本研究は、平成11年度文部省科学研究費「基盤研究（B）（2）」の補助金を受けた研究成果の一部である。